

## 投資信託の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、投資信託のお取引を行って頂く上でのリスクや留意点が記載されています。目論見書及び販売用資料もあわせて、あらかじめよくお読み頂き、ご不明な点はお取引開始前にご確認下さい。

### 投資信託のお取引にあたり特に重要な事項

- ・投資信託は、預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・投資信託における運用会社(委託者等)が行う運用等により生じた損益は、すべて購入された投資者(受益者)に帰属します。投資家(受益者)は、収益分配金、償還金、換金(解約)に対する請求権を有します。
- ・投資信託は、主に有価証券等(株式や債券等)を投資対象としています。投資信託の基準価額(純資産総額)は、組入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### 手数料など諸費用について

お客様が投資信託のお取引を行うにあたっては、所定の手数料(購入時手数料、信託財産留保額等)がかかります。また、これらの手数料とは別に信託報酬、監査報酬、有価証券売買手数料などその他費用(運用状況等により変動し、事前に実額等を表示することができません。)を信託財産を通じて、ご負担頂きます。

お客様にご負担頂く手数料等は、これらを足し合わせた金額となりますが、当該手数料の合計額等については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

手数料等の内容は投資信託毎に異なります。詳細は、目論見書等をご確認ください。

### 投資信託にかかる投資リスクについて

投資信託の基準価額は市場変動リスク(金融商品市場等における相場、為替、金利、その他の指標に係る変動により、組入れる有価証券等の価格が下落するリスク)やカントリーリスク、信用リスク(組入れる有価証券の発行者等が債務を履行できなくなるリスク)、繰上げ償還リスク、その他(流動性等)のリスク(組入れる有価証券等が現金化できない、その他不測の事態等が発生するリスク)の影響を受けて変動するため、投資元本を割り込むおそれがあります。また、リスクの内容は、投資信託毎に異なります。

ご購入の際には「目論見書(投資信託説明書)」でリスクの内容をご確認ください。

### 投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(書面による解除)の適用はありません。

## 投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当社における投資信託の売買等については、以下によります。

・販売会社として投資信託の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社の概要

商号等	JPアセット証券株式会社 金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2410号
本店所在地	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-3-13 5F
加入協会	日本証券業協会
指定紛争 解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	2億3,750万円(2023年3月31日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2008年10月
連絡先	03-5695-5681(本社総務部)

## ADR機関

ADRとは、裁判外紛争解決制度の事で、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者の為、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きを言います。

お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店迄お申し出下さい。尚、お取引についてのトラブル等は、以下のADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

【 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル) 】